



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外 (第16号)

目次

	ページ
監査委員公告	
○監査結果の公表	2
○監査結果に基づく措置状況	2
○監査結果の公表	10
○同	25

■ 監査委員公告

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人正田章倫から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（令和7年度包括外部監査の結果報告書）のとおり公表する。

令和8年3月31日

群馬県監査委員 石原 栄一
 同 平田 稔
 同 井田 泉
 同 森 昌彦

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

群馬県監査委員 石原 栄一
 同 平田 稔
 同 井田 泉
 同 森 昌彦

（下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。）

■ 対象とした個別の事業に関する監査結果及び意見

「群馬県農業農村振興計画2021-2025」

意見	改善措置
<p>1 「群馬県農業農村振興計画2021-2025」について （全般的な監査結果及び意見、49頁） 「群馬県農業農村振興計画2021-2025」では基本施策及び展開方法によって関連事業の数が偏っている状況にあり、特に基本施策の需要拡大や価値創出については具体的な事業等は少ない。当該計画は令和7年度に最終年度を迎えるため、計画への反映は難しいところではあるが、次期計画においては基本施策において万遍なく、展開方法及び指標の設定を行うことが望ましい。 展開方法ごとに県として毎年度自己評価（A～D）を行っているが判定方法の基準が明確ではなく、一部、自己評価としての判定結果に疑問が残る。自己評価については評価基準の明確化を行う必要がある。</p>	<p>自己評価については、現行計画における直近の評価から指標の判定基準を明確化した上で、各担当所属において、当該基準に従った評価を行うこととし、次期計画（令和8年度～令和12年度）でも同様の方針を引き継ぐ。 次期計画においては、基本施策ごとに関連事業の偏りが出ないように、展開方法及び指標の設定等を行った。なお、指標については、県の施策により改善できるものを中心に設定した。</p>

農業経営基盤強化対策

意見	改善措置
<p>2 補助事業により整備・導入された施設・機械の確認について (個別の事業、54頁)</p> <p>補助事業により整備・導入された施設・機械の確認について、書面による状況確認にとどまらず、実際に現地まで出向いて確認を行うことがあるのであれば、その状況を記録等に残す仕組みを整えるべきである。</p>	<p>担当者が現地確認を行った場合には、その確認状況を客観的に記録するための様式を新たに作成した。</p> <p>現在、この様式の運用開始(令和8年度)に向けて、農業事務所に対して周知を進めているところである。</p>

農林大学校

指摘	改善措置
<p>1 私費会計の管理について (個別の事業、68頁)</p> <p>私費会計の通帳管理について、副担当者の配置はなされているが実態として一部が機能していない状況である。担当者が不在な場合でも副担当者を含め複数人が所在を把握し、業務に支障がないようにすべきである。</p>	<p>令和7年度から、副担当者も責任を持って会計事務に当たるよう改めて職員全員に周知、認識させている。</p> <p>口座毎に正副担当者2名を配置し、通帳・印鑑は金庫に保管・施錠し厳重に管理している。また、支出及び収入事由が発生した場合には、担当者が所属長までの決裁を受けて適正な会計事務を執行している。</p>
<p>2 図書の管理について (個別の事業、69頁)</p> <p>図書室にある図書に関して、原簿による管理がなされていない。このため、棚卸も実施されていない。</p> <p>図書原簿の作成及び棚卸を行う必要がある。</p>	<p>原簿(図書台帳)の整備(寄贈図書の図書台帳追加等)及び棚卸を令和7年度に実施した。</p> <p>在籍中の職員及び学生について、一定期間返却がない場合は催促を行う。</p>
<p>3 時間外勤務手当の支払について (個別の事業、73頁)</p> <p>舎監に対し、勤務実態に応じた適切な時間外勤務手当を支払うべきである。会計年度任用職員に対して時間外勤務手当を支払うことができないのであれば、舎監の勤務体制を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>令和7年度発令通知書に時間外割増額が給料額に含まれることを記載した。</p>

意見	改善措置
<p>3 私費と公費の明確な区分について (個別の事業、69頁)</p> <p>一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。</p>	<p>令和7年度当初予算において、ルーラル電子図書館の使用料を確保するなど、公費負担すべきものについて県予算を措置した。</p>
<p>4 薬品の管理について (個別の事業、70頁)</p> <p>学校としての薬品の管理規程を整備することが望ましい。その際には、年に1度の棚卸だけでなく、帳簿管理についても定める必要がある。</p>	<p>令和7年度に、校内の状況を把握したうえで帳簿管理を定めた校内管理規程を制定し、規程に基づき各コース・係に管理責任者を定めた。</p>
<p>5 現金の管理について (個別の事業、70頁)</p> <p>現状、教育棟1階の玄関で販売している生産物に関して、いくらでいくつ販売されたのか管理さ</p>	<p>令和7年度より、販売の単位の見直しを行い、明朗な価格設定とした。</p>

<p>れていない。 また、実際に販売されたのは百円単位だが、歳入は十円単位でなされており、合計では合っているのか、差異の顛末が確認されていない。</p>	<p>売払伝票に販売職員が生産物名と販売数を記載し、購入者は購入数量を記載のうえ、現金を入金箱に入れることとした。 併せて、毎日夕方に、売上と現金の整合性を確認することを、所属内で周知徹底した。</p>
<p>6 指名競争入札について (個別の事業、71頁) 指名業者の選定に際し、同一人物が代表者をしている複数の者は、可能な限り一者にするのが望ましい。 また、区域内の農協の辞退が続くようであれば、近郊の農協を指名するなど、より安価で契約できるように業者選定をすべきである。</p>	<p>令和7年度より、代表者の重複がないか確認したうえで、指名を行っている。 また、業者選定については、区域内の農協の辞退が続く場合には、区域外の業者についても検討する。</p>
<p>7 備品の管理について (個別の事業、72頁) 備品に整理票が複数貼付されているものがあるが、備品には対応する備品整理票のみを貼付する必要がある。</p>	<p>令和7年度に備品の照合作業を実施し、備品整理票と備品一覧表を整合させた。</p>
<p>8 年次有給休暇の取得促進に向けた取組について (個別の事業、72頁) 年次有給休暇の取得を促進し、職員が取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。</p>	<p>意見の対象となった所属は学生への授業、実習やほ場管理等の対応のため、他の所属に比べ、休暇が取得しづらくなっているが、令和6年度においては全職員が5日以上の有給休暇を取得した。令和7年度においても有給休暇取得が5日に満たない職員に対し、休暇予定を計画させ、積極的な休暇取得を勧める。</p>

農地利用促進対策

意見	改善措置
<p>9 「担い手への農地集積率」の数値目標について (個別の事業、79頁) 令和15年度の「担い手への農地集積率」の数値目標を66.0%としているが、令和15年度までの各年度の数値目標も設定することが望ましい。</p>	<p>令和7年度に、「次期群馬県農業農村振興計画」の策定に併せて、各年度の数値目標を設定した。</p>

小規模農村整備

意見	改善措置
<p>10 事業にかかる要綱や要領等の対応関係について (個別の事業、86頁) 当該事業に関する要綱や要領等の対応関係を正確にするよう、要領等の改正を行うべきである。</p>	<p>「団体等が行う土地改良事業補助金額の確定等調査要領」を令和7年3月に改正し、「群馬県土地改良事業等補助金交付要綱」との整合を図った。</p>
<p>11 事業対象経費の明確化について (個別の事業、86頁) 事業にかかる経費を明確にするため、当該事業とは関係のない農村整備課として必要な出張旅費等は、当該事業とは別に予算計上を検討すべきである。</p>	<p>県単独公共事業に係る事務費を「小規模農村整備」と分けて、令和8年度当初予算に計上した。</p>

基幹水利施設管理

意見	改善措置
<p>12 農業水利施設に対する包括的民間委託の推進について (個別の事業、99頁)</p> <p>委託料については各地区の土地改良区等が、基幹水利施設管理強化計画に基づき、受託者として定められた業務を受託している状況にある。</p> <p>今後農村人口の減少により、当該基幹水利施設の維持管理や施設の操作等に係る人材確保が難しくなる状況にあり、より深刻化することが懸念される。</p> <p>包括的民間委託を推進し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的な体制を構築するなど、持続可能な管理体制の構築を検討する必要があると考える。</p>	<p>対象地区の土地改良区の人員や管理体制は安定しており、施設操作の熟度、管理の正確性、迅速性及び事故発生リスクを踏まえると操作点検は土地改良区が主体となることが適任と考えている。</p> <p>今後の維持管理に係る人員減少に備えるため、対象地区の土地改良区に対し、地域性及び業務の専門性等を踏まえ、対応可能な候補事業者の選定を行った。</p>

農業水路等長寿命化・防災減災

意見	改善措置
<p>13 予算の精緻化について (個別の事業、109頁)</p> <p>当該事業については、地域の要望額を踏まえた額を県予算額に計上しているが、国から県への予算配分額が少ない年度は、結果、決算額が大きく乖離することとなる。</p> <p>限られた予算の中で予算策定を行っているが、他事業への影響も考えられるため、国の動向を踏まえた県予算となるよう検討が必要である。</p>	<p>地域の要望額をより一層精査して把握するとともに、国の予算動向を注視して令和8年度当初予算に計上した。</p>

野菜振興(「野菜王国・ぐんま」総合対策)

意見	改善措置
<p>14 実施計画承認時と交付決定時の事業費の金額について (個別の事業、112頁)</p> <p>実施計画承認時の事業費の見積り(一者見積り)より交付決定時の事業費の見積り(三者見積り)が減少しない原因が、交付決定時の見積りに競争原理が働いていないことにあるならば、競争原理が働くことにより、事業費が削減される余地があることになる。そのため、実施計画承認時と交付決定時の事業費の見積りの増減及びその原因を把握するべきである。</p>	<p>事業費の決定に当たっては、特別な事例を除き、三者以上から見積りを徴取し、価格を比較した上で、最も低価格の業者を選定させている。</p> <p>引き続き、適正に事業が実施されるよう、市町村及び事業実施主体に対して指導を行う。</p>

野菜振興(園芸産地強化支援)

意見	改善措置
<p>15 要綱等の整備について (個別の事業、115頁)</p> <p>少なくとも、予算として計上している事業については、県が補助金を支給する根拠となる要綱等の整備を、予算成立後、事業実施年度に行っておくべきである。</p>	<p>意見のあった園芸産地強化支援(令和7年度は①産地生産基盤パワーアップ、②強い農業づくり交付金、③みどりの食料システム戦略推進・緊急対策交付金)については、令和7年4月時点で県補助金交付要綱を整備済みである。</p> <p>令和7年度以降も、予算が成立した事業について、滞りなく要綱を整備していく。</p>

野菜価格安定

意見	改善措置
16 補助金の支給対象の明確化について (個別の事業、121頁) 補助金の支給対象を明確にするため、補助金支出の根拠となる県の要綱に、「指定野菜」等の定義を改めて定めるべきである。また、国同様に、「法と同一」といった文言を加えるべきである。	令和7年4月1日付で要綱を改正し、「別表」に指定野菜及び特定野菜の定義が記載されている根拠法令を注記した。
17 補助金の支給金額の明確化について (個別の事業、122頁) 補助金の支出額を明確にするため、実際に使用している補助率を、県の要綱に記載することを検討すべきである。	令和7年度中に要綱を改正し、指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助の補助率を明記する。

浅間家畜育成牧場運営

意見	改善措置
18 随意契約における価格の検証について (個別の事業、133頁) 委託料の多くは、当年度にかかわらず、一者による随意契約での契約形態が継続している。委託契約締結前に、稟議書により随意契約(一者)とすることも含め承認する体制が構築されている。当事業を行う事業場の立地や業務の特殊性から随意契約によること自体には問題はないものと考え、契約の際に、前年度の見積り書及び実施内容等を考慮し、作業内容及び作業単価につき、実勢に照らし妥当であるかの検討を実施し、事業費の効率性を検討するとともに、委託業者の金額決定についても事業の継続性を含めた適正な価格設定であるかを検討する必要があると考える。	作業内容及び作業単価について、令和7年5月に同様の作業を行っている他団体の実例と比較し、妥当であることを確認した。
19 人員の補充及び外注先の検討について (個別の事業、134頁) 有給休暇の取得促進を促す施策、職員の手当等を追加で検討するなど不足人員の増加を促す施策を検討すべきであるとともに、草地管理(除草含む。)等については外注業者を入れる等職員の業務負担を軽減する必要があると考える。なお、牧場運営費の大半は酪農家からの放牧場使用料(受入料)及び人工授精手数料、受精卵移植手数料等であり、県としても今以上に予算配分(一般財源の配分)を検討すべきである。	有給休暇の取得については、令和7年4月から所属内で不要不急な業務の点検を実施するなど、一丸となって取組を開始した。 現場業務については、令和7年4月から外注化を進め、職員の負担軽減に取り組んでいる。 なお、牧場の運営費は放牧場使用料等の収入で賄っているが、運営費の中には観光客対応に関するものなども含まれていることから、このような費用への一般財源の配分を今後の予算編成において検討する。

畜産試験場

意見	改善措置
20 人員の補充の検討について (個別の事業、138頁) 畜産試験場の酪農係についてはほぼ全員が毎月一定程度の時間外勤務を行っている状況である。また、研究職の人員構成については50代及び20代の構成比率が高く、技術の承継を行っていく機関としては今後の懸念が残る。	中途採用や人事異動により、人員不足に伴う時間外勤務の縮減、研究職の年齢構成のアンバランスさの解消に努めていく。

<p>勤務条件の改善（手当等の増額を含む。）を行うこと及び中途採用により県としてより力を注力していくべきである。</p>
--

県産農畜産物ブランド力強化対策

意見	改善措置
<p>2 1 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について (個別の事業、155頁) 委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう、複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。</p>	<p>令和7年度から、より多くの事業者が参加できるよう、公募情報の周知に努めるとともに、募集期間の延長や仕様書の記載内容の見直しを行った。</p>
<p>2 2 随意契約の金額の適正性の検証について (個別の事業、155頁) 委託事業である「群馬県産農畜産物ブランディング支援業務」において、特定の委託先へ前年度より継続して随意契約による契約を締結している。ただし、金額については先方の見積内容に依存する部分が多く、見積額の内訳である一般管理費については、人件費及び直接経費の50%という単純な計算方式であり価格の適正性が担保されていないと考えられる。 一般管理費については、なぜ50%（人件費及び直接経費の合計）という計算方式であるのかの検証を行うとともに、価格の適正性（透明性）についてはより慎重に検証を行うべきである。</p>	<p>令和7年度の事業から、積算根拠の明確化を委託先に求め、計算方式の検証を行うことで、価格の妥当性・透明性の確保に努めた。</p>

農畜産物等輸出促進

意見	改善措置
<p>2 3 全県的な公募型プロポーザルガイドラインの策定について (個別の事業、161頁) 委託業者の選定について、より一層の透明化を図るため、すでに作成されているシステム・アプリの構築やホームページに関して公募型プロポーザルを採用する場合の注意点などをまとめた資料を参考として、全県的な公募型プロポーザルに関するガイドライン等を設けるべきである。</p>	<p>令和7年度中の制定に向けて検討を進めている公契約条例の趣旨を踏まえた取組の一環として、令和8年度にガイドラインの整備を行う。</p>
<p>2 4 負担金支出の効果測定について (個別の事業、162頁) 県のみが多額の負担金を支出している事業に関しては、県として、その費用対効果の確認が十分にできる仕組みを設けるべきである。</p>	<p>従来から、アンケートの実施や販売状況等の確認を行うなど、費用対効果を確認し、次年度事業に生かしている。また、県産農畜産物等の輸出実績にどのような影響を与えたか確認している。</p>
<p>2 5 外国旅行に係る旅費支給要領の改定について (個別の事業、163頁) 県職員が外国旅行をした場合の旅費の支給について、その渡航の目的や渡航先、渡航に係る時間を踏まえた新たな支給基準を設けることを検討すべきである。</p>	<p>県職員の外国旅行に係る旅費は、国家公務員の旅費制度に準拠しており、当該制度は、令和7年4月1日に、国内外の経済社会情勢の変化への対応と事務負担軽減の観点から見直しが行われた。 本県でも、国の見直しに準じて渡航時間に応じた支給基準を設けるなどの制度改正を行ったところであり、令和8年度から施行予定である。</p>

なお、部長等の航空費に係る規定は上限を定めるものであることから、渡航の状況等に応じて下位の運賃を適用することも可能である。

日本絹の里運営

意見	改善措置
<p>26 3月賞与の支給要件について (個別の事業、167頁) 決算月である3月に役職員に対して賞与を支給している。しかしながら、当該賞与について支給する要件が明確になっておらず、当該管理業務の成果目標として施設の年間利用者数47,000人を掲げて運営しているものの、31,726人と大幅な未達となっている状況で決算賞与を支給している状況にある。県ではなく公益財団法人としての組織の実態にあった独自の支給要件を定めた上で、当該要件により決算賞与を支給するべきと考える。</p>	<p>3月賞与の支給要件等について、令和7年度中に指定管理者と協議する。</p>
<p>27 今後の在り方の議論について (個別の事業、167頁) 「日本絹の里」は県の施設ではあるが、県として指標等は掲げてはおらず指定管理者による指標（目標）があり、内容は年間来場者数47,000人（毎年同一の目標設定）となっているが、ここ数年目標の達成には至っていない。コロナ禍による影響もあると考えられるが、知名度の低さが大きいと思われる。 本県絹産業の広告塔としての意味もある同施設に指定管理者制度を導入し、県として少額ではない予算を毎年投入している以上、県としての指標の設定及び管理を行うとともに予算の執行については今以上に厳しく判断すべきと考える。また、指定管理者評価委員会において同施設の今後の在り方について議論されることを期待する。</p>	<p>年間利用者数47,000人は、指定管理者選定時（令和2年度）に県が設定した指標である。 また、施設の適正な管理運営を確保するため、「指定管理者導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」に基づき、毎年度評価及び公表を行うとともに、適切な指定管理料を設定している。 施設の今後の在り方については、令和6年度に、「指定管理者の指定手続き等に関するガイドライン」に基づき、施設の必要性、指定管理者制度の継続、業務の見直し等の観点から検討した結果、引き続き県の施設として維持し、指定管理者制度を継続することとした。</p>

蚕糸技術センター

意見	改善措置
<p>28 ニーズの把握について (個別の事業、173頁) 全都道府県において蚕糸技術の開発を行っている公的機関は本県のみである。 過去においては全国的に存在していたものの、絹産業の衰退に伴い本県以外の都道府県については当該事業から撤退している。 県として投入している予算額（一般財源）についても蚕糸技術センターの総予算に対しては10%程度である。 蚕業の研究等について今後も県として事業を継続していくかどうかについては、県民を含め広くニーズの把握を行うことが必要と考える。</p>	<p>蚕糸技術センターは、本県の歴史的・文化的な背景を持つ蚕糸業の振興と継承を図るため、試験研究のほか、農家等への技術指導、蚕種（卵）や稚蚕人工飼料（エサ）の製造・供給を行っている。 蚕種や稚蚕人工飼料は、本県蚕糸業に不可欠であり、他県からも供給の要望が寄せられているほか、毎年開催する研究成果発表会において研究テーマに関する要望聴取を実施している。 また、研究内容を含む令和8年度以降の「群馬県蚕糸振興計画」の策定に当たり、令和7年度中にパブリックコメントを実施する。</p>

<p>29 土地の有効活用の検討について （個別の事業、173頁）</p> <p>蚕糸技術センターの敷地は広く、前橋市総社町に本館を含めた敷地が約21,400㎡、その他桑畑が約62,000㎡ある（その他、高崎市金古町に稚蚕人工飼料センターとして敷地約500㎡、桑畑約62,600㎡あり）。</p> <p>本館及び研究棟の西側には広大な桑畑が広がっているが全ての敷地の有効活用ができていない状況とはいえ、また、年間を通して除草作業を含め管理する手間は相当であることが伺える。</p> <p>県としてここまで広大な蚕業用敷地を今後も必要とするかを検討すべきであり、施設の集約等も視野に入れるべきである。</p>	<p>桑園については、令和8年度に予定する蚕種（卵）製造の施設整備等により蚕の飼育量が増加し、桑の使用量の増加が見込まれるため、現在の敷地面積を維持する必要がある。</p>
<p>30 指標の再設定（実態に合わせて）について （個別の事業、175頁）</p> <p>成果指標である「新たな養蚕経営体数」については微増傾向にはあるもののあくまで新規就業者の数であり、廃業を含めた純増減ではないため担い手が増加しているかどうかの正確な把握は難しいと思われる。また、「新規用途・遺伝子組換えカイコ等の飼育量」については直近2年での実績は目標に対してかなり乖離している状況である。</p> <p>成果指標の「新たな養蚕経営体数」は実際の就業者数（経営体数）の純増加数等に変更するとともに、「新規用途・遺伝子組換えカイコ等の飼育量」は実現可能性を踏まえた数量に変更すべきである。</p>	<p>農業全体として経営体数の減少が続く、養蚕の経営体数のみを純増とすることは困難である中、それでも生産量の維持・確保に向けた指標の一つとして「新たな養蚕経営体数」を設定している。</p> <p>「新規用途・遺伝子組換えカイコ等の飼育量」の指標は、令和7年度の「次期群馬県農業農村振興計画」の策定作業において、実現可能性を踏まえた設定に変更した。</p>

鳥獣害防止

意見	改善措置
<p>31 アンケート実施方法の再検討について （個別の事業、183頁）</p> <p>当該事業の最大の目的は被害軽減を実感できる鳥獣被害対策を実施することである以上、アンケート項目として農業従事者の被害軽減の実感を把握する必要があると考える。具体的には、アンケート項目として「県の施策等によって鳥獣被害が減少していると感じるか」等を追加することを検討すべきと考える。</p>	<p>次回（令和12年）の「農林業センサス」において、調査項目に「県の施策等によって鳥獣被害が減少していると感じるか」の追加を検討する。</p>

中山間地域等直接支払

意見	改善措置
<p>32 成果指標の設定について （個別の事業、191頁）</p> <p>当該事業については特設指標（目標値）の設定はない。当該事業は農林水産省が主導している国の事業ではあるものの、県が作成している「群馬県農業農村振興計画2021-2025」においても「中山間地域の農業生産活動の支援」は具体的な活動内容として掲げられている。</p> <p>県では実績として「中山間地域等直接支払交付金の取組面積」を把握しているため当該面積数や</p>	<p>令和7年度の「次期群馬県農業農村振興計画」の策定作業において、「中山間地域等直接支払交付金の取組面積」を成果指標とした。</p>

国が設定している目標を本県の数値へブレイクダウンする等の成果指標設定を行うことが望ましいと考える。

利根沼田農業事務所・中部農業事務所《農業構造政策課》

意見	改善措置
<p>3.3 各金融機関が作成し送付する計算書の確認方法について (個別の事業、200頁)</p> <p>【事業No4:農業近代化資金等融通対策】において農業事務所では各金融機関が紙の計算書を農業事務所に送付し、農業事務所では電卓を使用して検算を行っているとのことである。紙ベースでの資料を手で計算することは、非効率であるとともに計算誤り等の発生可能性もあり昨今のデジタル化と逆行しているように思える。</p> <p>効率性の観点よりExcel等のデータによる計算書を共有することを検討するべきである。</p>	<p>令和7年度から、農業構造政策課と各金融機関との間で利子補給額の事前確認を行う際に作成したデータをExcelファイルに出力し、各農業事務所と共有することとした。</p>

◎監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

群馬県監査委員 石原 栄一
同 平田 稔
同 井田 泉
同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和6年度会計
令和7年度会計(令和7年4月1日から監査基準日まで)
 - (2) 監査対象機関 地域機関等125機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 20件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 10件

(3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし

7 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川行政県税事務所 (令和8年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和8年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎行政県税事務所 (令和8年1月21日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、使用実績が不明なときは、要領算式3により算定した額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>当該機関は、行政財産使用許可に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和7年12月10日)現在において、1台の子メーターの有効期間(令和3年3月)が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、609,603円過大に徴収していた。</p>
藤岡行政県税事務所 (令和8年2月4日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額</p>

	<p>に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和8年1月16日）現在において子メーターの有効期間（令和6年3月）が超過していたが使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、70,057円過少に徴収していた。</p>
富岡行政県税事務所 （令和8年2月4日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自動車税事務所 （令和8年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 地域創生部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
近代美術館 （令和8年2月2日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 （令和8年1月9日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 （令和8年2月24日）	<p>（指摘事項）</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和8年1月21日）現在において1台の子メーターの有効期間（令和5年10月）が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、41,550円過少に徴収していた。</p>

(3) 生活こども部

監査対象機関	監査の結果
--------	-------

(監査年月日)	
女性相談支援センター (令和8年2月4日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則（以下「規則」という。）第68条第1項において、支出命令者は、経費を支出しようとする場合は、規則第70条第1項各号に規定する事項を調査し、関係書類に基づき支出回議書を作成し、これを会計管理者又は出納員に送付することにより、支出命令を発ししなければならないこととされている。また、規則第70条において、会計管理者又は出納員は、支出命令を受けた時は、金額の算定が適当か、支出負担行為の決議書類又は支出負担行為済通知書と支出回議書の内容とを審査し、確認をしなければならないこととされている。</p> <p>当該機関は、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約において、契約書と異なる単価及び実処分量と異なる処分量で算出された請求書に基づき支払ったため、支払額が52,800円過大であった。</p>
ぐんま学園 (令和8年1月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね学園 (令和8年1月6日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県行政財産使用料条例第6条第1項の規定により、使用料は、原則として前納するとされている。また、行政財産使用許可事務取扱要領において、許可期間が複数年度に及ぶ場合には、許可期間の属する年度に応じて、許可書交付時に当該年度分の納入通知書を交付し、翌年度分以降の使用料については、当該年度当初ごとに納付させるものとする事とされており、「使用許可の手引き」（群馬県財産有効活用課作成）において、許可の始まる日が4月1日である場合には、使用料は4月中に納付することとされている。</p> <p>当該機関は、電柱類を設置する者に対して令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間を使用許可し、また電話柱支線を設置する者に対して令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間を使用許可した。令和7年度分のそれらの土地使用料について、令和7年4月1日に調定回議書を作成したが、同年6月6日付けで同月26日を納期限とする納入通知書を発行していた。</p>

(4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川保健福祉事務所 (令和8年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎保健福祉事務所 (令和8年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和8年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡保健福祉事務所 (令和8年2月20日)	<p>(注意事項)</p> <p>会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条及び第6条の2において定められている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。あわせて、規則第18条の7により、条例第6条の2第2項についても準用することとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和7年6月30日に支給</p>

	した期末手当及び勤勉手当の計算において、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入せず、支給額が186,538円過少となっていたため、同年7月15日に当該差額を追給した。
富岡保健福祉事務所 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
衛生環境研究所 (令和8年2月24日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>当該機関は、自動販売機設置に係る使用許可に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和8年1月9日)現在において子メーターの有効期間(令和4年2月)が超過していたが使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、174,363円過少に徴収していた。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>地方自治法第238条の4第7項により使用許可を行った行政財産を使用者が使用する際、負担させるべき電気料の算定は、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)により、子メーターが設置されていない場合など使用者の使用する電気設備の消費電力が不明な時は、使用許可財産の属する建物について県が支払う電気料の総額から、他の使用者が子メーターにより算定し負担する電気料の総額を差し引いた額を、使用許可面積により面積割することとされ、この式で算出することが困難であり、かつ使用許可財産に係る電気器具(電灯、蛍光灯等)が特定できるときは、当該電気器具の消費電力に応じ、要領別表第4に定める額を使用者に負担させることとされている。また、特別な事情から要領に定める算定式を用いることなく、各分掌者において特殊な算定方法を用いる場合には、財産有効活用課長へ事前協議を行うこととされている。</p> <p>当該機関は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間について揮発性有機化合物(VOC)連続測定機器設置に係る使用許可を行い、使用者が負担する電気料を徴収しているが、財産有効活用課長への事前協議を行わずに特殊な算定方法を用いて使用者が負担する電気料を算出したため、徴収すべき電気料が150,327円過少となった。</p>
食品安全検査センター (令和8年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発達障害者支援センター (令和8年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

<p>こころの健康センター (令和8年2月18日)</p>	<p>(指摘事項) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給額及び支給日については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第6条及び第6条の2において定められている。 当該機関は、令和2年12月1日に採用した会計年度任用職員1名について、同月2日から令和6年12月1日まで在籍した期間に係る期末手当及び勤勉手当計960,305円を、人事委員会規則で定める日に支給せず、令和7年7月10日に一括で追給していた。 また、追給した期末手当の内、令和4年12月支給相当分について、同年10月改定前の報酬額を基に支給額を計算したため、支払額が520円過少となっていた。</p>
-----------------------------------	--

(5) 環境森林部

<p>監査対象機関 (監査年月日)</p>	<p>監査の結果</p>
<p>林業試験場 (令和8年2月18日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>

(6) 農政部

<p>監査対象機関 (監査年月日)</p>	<p>監査の結果</p>
<p>畜産試験場 (令和8年2月18日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>農業技術センター (令和8年3月18日)</p>	<p>(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る使用許りに伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和8年1月14日)現在において子メーターの有効期間(令和6年4月)が超過していたが使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、71,739円過少に徴収していた。 (注意事項) 群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされ、「会計事務の手引」(群馬県会計局作成)第2収入7調定の</p>

	<p>手続において、随時の収入はその原因の発生の都度直ちに調定することとされている。</p> <p>当該機関は、優良種苗生産供給施設における花き種苗生産供給に関する取扱要領に基づき令和7年8月28日及び9月19日にアジサイ優良種苗を引き渡した後、同年11月6日付け調定していた。</p> <p>また、令和7年9月9日付で群馬県育成成品種の利用許諾に伴う原種苗譲渡契約を締結し、当該契約に基づき同月12日及び16日にイチゴ原原苗を群馬県園芸協会に引き渡した後、同年11月7日付けで調定していた。</p>
蚕糸技術センター （令和8年2月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 （令和8年3月18日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 産業経済部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
計量検定所 （令和8年2月24日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
群馬産業技術センター （令和8年2月24日）	<p>（指摘事項）</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。</p> <p>また、「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、使用者の使用する電気設備の消費電力量が不明なときは、算式3により算定した額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>当該機関は、産業技術センターのプラスチック検定試験室、溶接検定室及び検定試験準備室の使用許可並びに東毛産業技術センターの第1開放研究室及び第2開放研究室の使用承認に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料金として徴収している。事務調査日（令和8年1月20日）現在において5台の子メーターの有効期間（令和2年3月及び令和6年2月）が超過していたが、使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、産業技術センター分については159,436円を過少に、東毛産業技術センター分については98,221円分を過大に徴収していた。</p>
前橋産業技術専門校 （令和8年1月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 （令和8年1月19日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門校 （令和8年1月22日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (令和8年1月19日)	<p>(指摘事項)</p> <p>当該機関が管理する小出発電所の敷地は、昭和12年度に都市計画法に基づく風致地区に指定されており、前橋市条例に基づき緑化率が定められているため、建物の建築確認の際には緑化率を満たす必要がある。</p> <p>また、小出発電所の敷地は、平成8年度に都市計画法に基づき「第一種中高層住居専用地域」に指定され、建築基準法施行令第137条の7第1項第3号により、既存不適格建築物を増築する場合には既存部分の2割の面積までに限られており、同年度に増築可能な面積の範囲内で発電所消音室の増築工事(以下「一次増築」という。)が実施されている。</p> <p>当該機関は、平成28年度放水庭ゲート巻上機上屋建設設計委託において、一次増築の面積を考慮した増築可能面積及び緑化率の検討をせずに設計を行い、令和6年10月10日付で放水庭ゲート上屋設置工事の請負契約を締結したが、前橋市との建築確認に係る事前協議において増築可能面積及び緑化率等についての不備が指摘され、工事の実施が困難となった。</p> <p>これにより、令和7年2月28日付で当該請負契約を解除したため、受注者に対して500万円の損害賠償が発生した。</p> <p>(注意事項)</p> <p>群馬県企業局財務規程第85条第1項第13号において、災害等緊急経費を前渡することができることとされ、同規程第89条第2項第2号において、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に振替伝票に資金前渡精算書及び証拠書類を添えて、支出命令者の確認を受けて企業出納員に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和7年4月1日に資金前渡された災害等緊急経費について、事務調査日現在(令和7年12月19日)において、第1四半期及び第2四半期の精算を行っていないかった。</p>
団地総合事務所 (令和8年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所 (令和8年3月6日)	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法第234条の2第1項において、普通地方公共団体が工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合、当該普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。</p> <p>また、群馬県建設工事に係る業務委託事務取扱要綱別記様式7号業務委託契約約款第31条において、受注者は、業務を完了したときはその旨を発注者に通知しなければならないとされ、発注者は完了の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならないとされており、同条第5項において、受注者は検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、東毛工業用水道新取水施設予備設計業務委託において、令和7年7月31日に受託者から完了報告書が提出されたため同年8月5日に完了検査を実施したところ、設計図書に定められた概算工事費算定の一部の資料が未完了だったが、出来高合計を100%として検査合格とした。その際に、受注者に対し、未完了であった資料について同年8月20日までの提出を指示し、同日に受託者から資料が提出されたが、これを検査していないかった。</p>

県央第一水道事務所 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (令和8年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (令和8年1月19日)	(指摘事項) 群馬県病院局の処務等に関する規程第2条において、病院局における事務処理、服務等に関しては、群馬県処務規程の例によるとされており、群馬県処務規程第3条において、すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならないとされている。 また、群馬県病院局の処務等に関する規程第11条において、公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書等を添えて、公印取扱主任の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。 当該機関は、設計受託契約及び工事監理受託契約を締結した受託者から提出された「建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面」について、決裁責任者への文書の回議を行わないまま公印を押印していた。
がんセンター (令和8年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
精神医療センター (令和8年1月29日)	(指摘事項) 群馬県病院局会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の計算については、群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程(以下「規程」という。)第14条及び規程第14条の2に規定されている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和7年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の額の計算において、規程第14条第4項の会計年度任用職員の区分を誤り期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算出したため、期末手当及び勤勉手当が過大支給となっていた。 (注意事項) 群馬県病院局職員の通勤手当の支給については、群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条において規定されており、その額は群馬県病院事業職員の給与に関する規程第12条に定められている。 当該機関は、職員1名に対し、育児休業等の取得に伴い通勤手当の減額をしたが、育児休業期間終了後、令和6年3月から令和7年9月までの期間において通勤手当を支給せず、同年10月に当該期間分の通勤手当を一括して支給していた。
小児医療センター (令和8年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部教育事務所 (令和8年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

<p>東部教育事務所 (令和8年2月4日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>総合教育センター (令和8年3月10日)</p>	<p>(注意事項) パートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第5条第3項において定められている。 当該機関は、令和7年4月1日に報酬額の改正があったが、会計年度任用職員1名について、同年5月分から同年9月分まで改正前の単価で報酬額を算出したため、52,800円過少に支給していた。また、令和7年4月1日に教育相談委員の報償金額の改正を行ったが、委嘱を受けた相談委員1名について、同年4月分から同年9月分まで改正前の単価で報償金を算出したため、1,600円過少に支給していた。</p>
<p>図書館 (令和8年3月19日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>ぐんま昆虫の森 (令和8年2月4日)</p>	<p>(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。 当該機関は、子メーターの運用について、次のとおり適正を欠くものがあつた。 (1) 「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。 要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。 なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて(通知)(平成29年3月22日教育委員会教育長)」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定を準用して計算した額を電気料として徴収している。事務調査日(令和7年11月26日)現在において3台の子メーターの有効期間(令和6年1月及び同年3月)が超過していたが、子メーターの使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、336,823円過少に徴収していた。 (2) 当該機関は、ミュージアムショップ運営に係る教育財産等使用許可に伴い、当該機関が設置した子メーターにより水道使用量を算定し、水道料金を徴収していたが、事務調査日(令和7年11月26日)現在、当該子メーターの有効期間(平成25年3月)が超過しており、取引又は証明に使用できない状態のまま、水道使用量の算定に用いていた。 (3) 当該機関は、ミュージアムショップ運営に係る教育財産等使用許可に伴い、当該機関が設置した子メーターにより電気使用量を算定して電気料を徴収していたが、事務調査日(令和7年11月26日)現在、当該</p>

	<p>子メーターには検定証印あるいは基準適合証印が表示されておらず、取引・証明用として使用できない状態のまま、電気使用量の算定に用いていた。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>契約担当者は、群馬県財務規則第189条第1項において、随意契約をする場合は、予定価格を定めなければならないとされ、第190条第1項において、随意契約をしようとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。また、群馬県教育委員会事務局等処務細則第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならないとされている。</p> <p>当該機関は、複写サービスの契約において、予定価格の設定や執行何を作成せずに見積書を徴し、相手方の決定について契約担当者（決裁責任者）の決裁を受けていなかった。</p>
生涯学習センター （令和8年2月24日）	<p>（指摘事項）</p> <p>群馬県教育委員会事務局等処務細則第3条において、全て事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければこれを処理してはならないとされており、群馬県教育委員会公印規程第10条において、公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書等を添えて公印取扱主任の照合を受けてから明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。</p> <p>また、群馬県財務規則第3条において、契約（設計金額5,000万円以上の工事費の支出に係るものを除く。）に関することは、知事から生涯学習センター館長に権限が委任されている。</p> <p>当該機関は、遠隔監視システム賃貸借契約外4契約について、決裁責任者（生涯学習センター館長）への文書の回議を行わないまま、公印を押印し契約締結していた。</p>
東毛青少年自然の家 （令和8年2月4日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 （令和7年2月4日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 （令和8年1月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 （令和8年1月26日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
みらい共創中学校 （令和8年3月5日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等学校 （令和8年2月24日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋南高等学校 （令和8年3月10日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 （令和8年2月24日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 （令和8年2月24日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 （令和8年2月20日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

前橋清陵高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (令和8年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和8年3月19日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて(通知)(平成29年3月22日教育委員会教育長)」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。</p> <p>当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約及び使用許可に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。令和8年1月まで2台の子メーターの有効期間(令和6年2月)が超過していたが、使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、117,492円過少に徴収していた。</p>
高崎商業高等学校 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生清桜高等学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和8年2月20日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。</p> <p>当該機関は、管理特別教室棟の改修工事において電気料及び水道料を受注者から徴収しているが、事務調査日(令和8年2月9日)現在において、受注者が設置した検定証印あるいは基準適合証印が表示されていないまたは有効期間を超過した子メーターを7台(電気用5台・水道用2台)使用し、当該子メーターの表示する使用量に基づき電気料及び水道料を算定し、徴収していた。</p>
伊勢崎清明高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

新田暁高等学校 (令和8年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (令和8年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (令和8年3月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (令和8年3月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (令和8年3月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (令和8年3月6日)	<p>(指摘事項)</p> <p>電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」(平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知)によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領(以下「要領」という。)で定める算式に基づき算定することとされている。</p> <p>要領第3光熱水費6電気料金の算定によれば、電気料の算定に当たり子メーターがあるときは、親メーターにより県が電気料として支払う総額に、当該子メーターの表示する月間消費電力量を親メーターの表示する月間消費電力量で除したものを乗じて算定した額を、自動販売機類の使用実績が不明なときは、要領別表4に定める額を使用者に負担させることとされている。</p> <p>なお、「教育財産等の使用許可等に伴う事務の取扱いについて(通知)(平成29年3月22日教育委員会教育長)」により教育財産等についての使用許可手続等については要領により取り扱うこととされている。</p> <p>当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。令和6年3月31日まで使用していた1台の子メーター及び事務調査日(令和8年2月10日)現在において使用している1台の子メーターの有効期間(令和5年7月)が超過していたが、使用を中止していなかった。</p> <p>また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、170,758円過少に徴収していた。</p>
渋川高等学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

藤岡工業高等学校 (令和8年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校 (令和8年3月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下仁田高等学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (令和8年3月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (令和8年3月16日)	(注意事項) 地方自治法第231条の3第1項において、普通地方公共団体の長は、使用料その他の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、群馬県財務規則第234条において、収入調定者は、同法第231条の3第1項による督促をするときは、当該債権に係る納期限後20日以内に督促回議書及び督促状を作成し、督促状を債務者に送付しなければならないとされている。 当該機関は、納期限までに納付されていない全日制高等学校授業料について、納期限後20日以内に督促状を債務者に送付していなかった。
盲学校 (令和8年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
聾学校 (令和8年3月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

高崎特別支援学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (令和8年3月16日)	(注意事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第68条第1項において、支出命令者は、経費を支出しようとする場合は、規則第70条第1項各号に規定する事項を調査し、関係書類に基づき支出回議書を作成し、これを会計管理者又は出納員に送付することにより、支出命令を発しなければならないこととされている。また、規則第70条において、会計管理者又は出納員は、支出命令を受けた時は、金額の算定が適当か、支出負担行為の決議書類又は支出負担行為済通知書と支出回議書の内容とを審査し、確認をしなければならないこととされている。 当該機関は、一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託(単価契約)において、契約書と異なる単価で算出された請求書に基づき支払ったため、支払額が12,570円過少であった。
二葉高等特別支援学校 (令和8年3月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生特別支援学校 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田特別支援学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (令和8年3月10日)	(指摘事項) 群馬県立学校処務規程第3条において、すべて事務は、代決を許された場合を除くほか、決裁責任者の決裁を受けた後でなければ、これを処理してはならないとされており、また、群馬県教育委員会公印規程第10条において、公印は、押印すべき文書に決裁済みの回議書等を添えて、公印取扱主任の照合を受けてから、明瞭かつ正確に押さなければならないとされている。 当該機関は、会計年度任用職員の勤務実績報告書について、決裁責任者への文書の回議を行わないまま公印を押印していた。
藤岡特別支援学校 (令和8年3月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (令和8年3月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (令和8年3月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11)警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (令和8年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東警察署 (令和8年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (令和8年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北警察署 (令和8年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署 (令和8年2月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (令和8年3月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 (令和8年2月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署 (令和8年3月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (令和8年3月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻警察署 (令和8年3月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (令和8年3月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

群馬県監査委員 石原 栄一
 同 平田 稔
 同 井田 泉
 同 森 昌彦

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和7年度会計
 - (2) 監査対象機関 地域機関1機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） 1件
- 7 機関別監査結果
 - (1) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
団地総合事務所 (令和7年11月11日)	<p>(指摘事項)</p> <p>宅地造成等規制法施行令第12条第1項において、擁壁にはその裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年7月26日から令和5年8月31日まで実施した千代田第三工業団地造成工事において、調整池の法面コンクリートの裏面に透水層を設けていなかったため、法面コンクリートの裏面に浸透した雨水が排出されず、地下の水位及び水圧が上昇し、法面コンクリートの浮き上がりやクラック、底板コンクリートと法面コンクリートの境界からの土砂流出、隣接する歩道の陥没、転落防護柵の沈下等の発生を令和6年9月11日に確認した。</p> <p>このため、令和6年12月27日から令和8年2月27日まで千代田第三工業団地調整池法面復旧工事を実施する必要が生じ、52,481千円の特別損失を計上した。</p> <p>(検討事項)</p> <p>都市計画法第39条において、開発行為等により設置された公共施設は事業完了の公告の日の翌日にその公共施設の存する市町村の管理に属するものとするとしている。</p> <p>当該機関が造成した「千代田第三工業団地」について、知事が令和6年1月12日付けで事業完了を公告し、調整池や道路等の公共施設は翌13日に千代田町の管理に属することとなった。</p>

当該機関は、令和6年9月11日に当該公共施設の一部の破損が確認されたことから復旧工事を実施していたが、開発行為等により設置され市町村の管理に属することとなった公共施設の破損等に対して、その施設を造成した者の責任を明確にしておく必要がある。

8 監査結果に基づく意見 地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

(1) 企業局

監査対象機関	意見
団地総合事務所	当該機関が実施した千代田第三工業団地造成工事で整備された歩道等に発生した陥没等については、利用者への被害など重大な事故への懸念を生じさせ、また、再施工に係る特別損失を計上する結果となった。 については、原因の究明を行うとともに、再発防止に向けた具体的な取組策を検討されたい。